

議員全員協議会会議録

(令和6年9月10日)

愛南町議会

愛南町議会議員全員協議会会議録

本日の会議 令和6年9月10日(火)

招集場所 議場

出席議員

議長	佐々木 史仁	副議長	鷹野 正志
議員	尾崎 恵一	議員	嘉喜山 茂
議員	池田 栄次	議員	吉田 茂生
議員	少林 法子	議員	石川 秀夫
議員	金繁 典子	議員	原田 達也
議員	中野 光博	議員	山下 正敏
議員	那須 芳人	議員	吉村 直城

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	本多 幸雄	主幹	小松 一恵
--------	-------	----	-------

説明のため出席した者

(総務課)

課長	立花 慶司	主事	鎌田 竜乃介
----	-------	----	--------

(企画財政課)

課長	清水 雅人
----	-------

(税務課)

課長	山本 光伸
----	-------

(町民課)

課長	飯田 英功	課長補佐	久徳 哲也
----	-------	------	-------

課長補佐	田中 香穂理
------	--------

(高齢者支援課)

課長	大間知 伸一	課長補佐	山本 正浩
----	--------	------	-------

(地域包括支援センター)

所長補佐	森口 弘喜
------	-------

(環境衛生課)

課長	山本 正文	課長補佐	小笠原 和樹
----	-------	------	--------

係長	坂本 涼
----	------

(国保一本松病院)

事務長 近 田 幸 信

課長補佐 坪 崎 健

(国保一本松病院附属内海診療所)

事務長 鈴 木 洋 文

(水道課)

課長 中 道 泰 生

課長補佐 都 築 智 也

係長 西 川 和 仁

(一本松支所)

支所長 入 江 昌 晃

(一本松温泉あけぼの荘)

所長補佐 大 西 恒 次

(西海支所)

支所長 伊 田 光 洋

主幹 吉 田 直 喜

本日の議員全員協議会に付した案件

【決算勉強会】

開 会 10時00分

閉 会 12時22分

○佐々木議長 皆さん、おはようございます。

昨日に続き、決算勉強会に伴う議員全員協議会を始めます。

まず初めに、昨日資料提出をお願いしていた子育て支援室のほうから、公立保育所職員数をタブレットのほうに掲載しております。後でお目通しをお願いします。それと総務課のほうより各支所の職員数ですね、職員数もタブレットのほうに載せておりますので、お目通しをお願いいたします。あとはそれぐらいですかね。

それから、一本松支所のほうから、一本松ふるさと生活館利用状況などもタブレットのほうに掲載しておりますので、後で目を通しておいってください。

以上です。

それでは、本日は特別会計、事業会計を行います。

本日、傍聴を許可しておりますので報告をしておきます。なお、決算勉強会終了後に議会協議を行いますので、お知らせをしておきます。進行の要領は昨日のとおりですが、特別会計は歳出全般、歳入全般の順で行います。質疑・答弁については自席にて挙手の上、議長の許可を得て、着席のまま質疑・答弁をしてください。なお、休憩を取りますが、途中退席していただいても結構です。

それでは、配付しております時間割のとおり進めます。

まず初めに、国民健康保険特別会計を行います。補足説明ありますか。

飯田町民課長。

○飯田町民課長 それでは、国民健康保険特別会計決算の概要を説明させていただきます。

令和5年度末の被保険者数は、前年度比1.3%、387人の減の5,408人で、総人口に占める割合は28.6%、前年度比1.3%の減となっております。町の人口は減少傾向にありますが、国民健康保険被保険者数についても、緩やかな減少傾向にあります。

歳入歳出決算額は、歳入合計額29億891万4,050円、歳出合計額28億8,408万5,005円、差引額2,482万9,045円となり、これを翌年度に繰り越します。

初めに、歳出から説明させていただきますので、321ページを御覧ください。

1款総務費は、国保事務や県国民健康保険団体連合会への負担金に要する経費です。決算額は1,172万7,596円で、前年度比9.7%、125万5,685円の減となっております。主な減の要因は、令和4年度には賦課収納事務システム改修事業がありましたが、それがなくなったということの減によるものです。

同ページ下段から323ページにかけての2款保険給付費は、入院・外来・調剤等の療養給付費、診療報酬等審査支払手数料、受診時の自己負担額の1か月分が世帯主の所得、年齢に応じた限度額を超えた場合に、超過額を支給する高額医療費などです。決算額は21億573万7,186円で、前年度比5.9%、1億3,123万4,872円の減となっております。減の主な要因は、被保険者数の減によるものです。

同ページ最下段から325ページにかけての3款国民健康保険事業費納付金は、愛媛県から示された額について、国保税を主な財源として県へ納めるもので、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分に分かれており、県全体の医療費等の見込額から県や国の公費を控除し、残額を地域の年齢構成や医療費水準、所得水準を調整して算定されております。決算額は7億1,909万2,883円で、前年度比0.6%、425万6,998円の減で、主な減の要因は、愛媛県の算定によるものです。

同ページ下段から327ページにかけての6款保健事業費は、生活習慣病の早期発見と予防のための特定健康診査、医療費の抑制・削減につなげるための保健衛生普及事業などによる経費です。決算額は2,946万7,180円で、前年度比9.6%、257万5,047円の増となっております。主な増要因は心電図検査の対象年齢区分が増えたこと、毎年になったことに伴う特定健診委託料の増によるものです。

同ページ、9款諸支出金は、過年度に評価して交付を受けた医療給付費負担金の精算に伴って発生した返還金及び直営診療施設勘定繰出金です。決算額は1,801万7,055円で、前年度比4.7%、89万1,212円の減となっております。主な減要因は令和4年度普通交付金の3月概算請求額の差額の減や、保険税還付金及び病院事業会計補助金増の差引きによるものです。

次に、歳入について説明しますので、313ページを御覧ください。

1款国民健康保険税は、税務課長のほうから説明させていただきます。

○佐々木議長 山本税務課長。

○山本税務課長 税務課からは、国民健康保険税の状況について御説明いたします。

313ページをお開きください。

令和5年度における国民健康保険税の収入済額は、4億390万6,871円で、前年度と比較して3,188万1,018円、率にして7.32%の減、収納率は94.86%で、前年度と比較して0.31ポイントの低下となっております。そのうち、現年度分は収入済額が3億9,771万8,050円で、前年度と比較して2,667万9,751円、率にして6.29%の減、収納率は98.27%で、前年度と比較して0.06ポイントの上昇となっております。

減収の要因といたしましては、社会保険への加入や75歳到達による後期高齢者医療保険制度への移行に伴い、国民健康保険の世帯数及び被保険者数が減少したことが主なものであります。また、令和5年度末における国民健康保険税の収入未済額につきましては、2,027万3,688円で、前年度と比較して89万671円の減少となっております。

税務課からの説明は以上です。

○佐々木議長 ほかに説明ありますか。

飯田町民課長。

○飯田町民課長 引き続き私のほうから説明させていただきます。

3款国庫支出金は、市町村が行う出産育児一時金の支給に係る事業に対して、臨時的に補助するものです。決算額は5万5,000円で、前年度はありません。

同ページ下段から315ページにかけての4款県支出金は、保険給付費等交付金、健康増進事業費県補助金などで、保険給付費等交付金は普通交付金と特別交付金に区分されておりました。普通交付金は医療費の給付に充てられるもの、特別交付金は特定健診の受診率や後発医薬品の使用割合の指標などに応じて交付されるものです。決算額は21億3,709万8,906円で、前年度比5.7%、1億2,847万8,868円の減となっております。主な要因は、被保険者数の減による保険給付費等交付金の普通交付金の減によるものです。

6款繰入金は、国が示す基準に基づきまして、一般会計から繰り入れられた保険基盤安定などの法定繰入金、法定外のその他の繰入金です。決算額は3億2,030万6,093円で、前年度比7.5%、2,606万1,950円の減となっております。主な要因は、保険税軽減対象世帯の減による保険基盤安定の減や、国保会計の不足額を補うための、その他繰入金の減によるものです。

317ページを御覧ください。

8款諸収入は、延滞金第三者納付金や過年度精算等による収入です。決算額は1,496万2,233円で、前年度比27.7%、572万4,446円の減となっております。減の主な要因は、令和4年度普通交付金の3月概算請求額の差額の減によるものです。

国民健康保険特別会計決算額の概要説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○佐々木議長 ほかに説明ありますか。ありませんね。

それでは、歳出全般の質疑を行います。320ページから329ページまでです。

質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 322ページの高額療養費なんですけど、主な高額療養の理由、分かればお願いします。それから人工透析の患者さんが以前多くいて、町外まで通わなければならないような状況だったんですけど、現在どうなっているかも併せて教えてください。

○佐々木議長 飯田町民課長。

○飯田町民課長 すみません。内訳、今持ち合わせておりませんので、後に報告させていただきます。申し訳ないです。

○佐々木議長 後でよろしいですかね。

ほかに質疑ありませんか。

那須議員。

○那須議員 その高額療養費支出済額は2億8,700万円で、この令和5年度から自動的にというか、窓口で年間2,500人の人が並んでいたのが、月平均200人が来なくてよくなったということで、随分楽になったと思うんです。ただ、これは性善説に基づいておるんで、病院で会計支払いをせずに帰ったとしても、病院からは自動的に県の国保会計に行ってそっちへ持ってきて、病院代払わないのに高額療養費として、限度額を超えた分が戻ってくると、取れるということで、性善説に基づいておるので、税が最優先されるんで、税務課と一緒にこの辺は、病院代払わない人は大体町税も滞納しとるだろうということで、連携してもらえませんかということはこのときに言ったと思うんですが、令和5年度は短いスパンではありますけれども、そういう事例はありますか。連携して税が最優先なので、高額療養費の中から取りますよっていった例はございますか。

○佐々木議長 飯田町民課長。

○飯田町民課長 お答えいたします。

税務課のほうとは常に綿密な連携を取っております。ただ、今回議員がおっしゃるようなパターンは、なかったというふうに認識しております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 保険料の徴収のことなんですけれども、この手続について改善っていうのはされましたか。国保から社保に移った方が抜ける手続が済んでいなくて二重に取られていたという件があったと思うんですけど、そのチェックの体制っていうのは、確立されましたでしょうか。

○佐々木議長 飯田町民課長。

○飯田町民課長 御指摘の件、改善をしております。直後に改善をしております。具体的には、保険証を返しに来た方については、チェックをし、チェックをしてその上で、保険は変わっておりますかというような確認をして、また持ってきたときに新しい、例えば国保から社保というパターンであると、社保の保険証を持ってきていないと、国保の資格喪失届が出せないんですけれども、出していただけないんですけれども、そこら辺の後追いのチェックというの、必ず名簿につけて、台帳につけて確認をするようにしております。

そして後に1週間空きました、2週間空きましたということについては、御案内をこちらからするという体制を取っております。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 分かりました。じゃあ、担当者代わってもちゃんと追跡できるシステムを構築されたということでいいですね。ありがとうございました。

○佐々木議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

- 佐々木議長 ほかにないようなので、これで歳出を終わります。
次に、歳入全般を行います。312ページから317ページまでです。
質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

- 佐々木議長 質疑がないようなので、これで国民健康保険特別会計を終わります。
次に、後期高齢者医療特別会計を行います。補足説明ありますか。
飯田町民課長。

- 飯田町民課長 後期高齢者医療特別会計の決算の概要を説明させていただきます。

令和5年度末の被保険者数は、前年度比2%、85人の増の4,814人で、総人口に占める割合は25.5%、前年度比の1.0%の増となっております。

町の人口は減少傾向にあるものの、後期高齢者医療被保険者数は緩やかな増加傾向にあります。歳入歳出決算額は、歳入合計額3億6,550万2,397円、歳出合計額3億5,381万1,734円となっており、差引額1,169万663円は出納整理期間中に収納した保険料で、これを翌年度会計へ繰越しし、保険料納付金として、保険者である愛媛県後期高齢者医療広域連合へ納付いたします。

初めに、歳出から説明しますので、351ページを御覧ください。

1款総務費は、保険料の納入通知書や印刷代、保険証の郵便代など事務経費でございます。決算額は132万4,384円で、前年度比15.8%、18万1,127円の増となっております。主な要因は、被保険者数の増によるものです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、歳出額の99.6%を占めており、徴収した保険料、一般会計から繰入れした保険料軽減分の保険基盤安定負担金と、事務費負担金などです。決算額は3億5,244万9,330円で、前年度比2.5%、861万9,421円の増となっております。主な要因は、5年度毎に行う広域連合システムの改修に伴う事務費負担金の増によるものでございます。

次に、歳入について説明しますので、345ページを御覧ください。

1款後期高齢者医療保険料は、税務課長のほうから説明させていただきます。

- 佐々木議長 山本税務課長。

- 山本税務課長 税務課からは、後期高齢者医療保険料の状況について御説明させていただきます。
345ページをお開きください。

令和5年度における後期高齢者医療保険料の収入済額は2億2,229万1,710円で、前年度と比較して72万9,500円、率にして0.33%の増、収納率は99.81%で、前年度と比較して0.08ポイントの上昇となっております。そのうち、現年度分は、特別徴収の収入済額が1億3,299万620円で、前年度と比較して671万8,280円、率にして5.32%の増、普通徴収の収入済額が8,904万6,700円で、前年度と比較して599万9,200円、率にして6.31%の減、収納率は99.82%で、前年度と比較して0.21ポイントの上昇となっております。増収の要因といたしましては、高齢化により、後期高齢者医療保険制度へ移行した被保険者が増加したこととあります。また、令和5年度末の収入未済額につきましては、36万4,380円で、前年度と比較して14万3,180円の減少となっております。

税務課からは以上です。

- 佐々木議長 ほかに説明ありますか。

飯田町民課長。

- 飯田町民課長 引き続き私のほうから説明をさせていただきます。

4款繰入金は、主に保険基盤安定事務費負担金で、愛媛県後期高齢者医療広域連合から通知

のあった額を繰入れするものでございます。決算額は1億3,076万8,890円で、前年度比6.4%、783万3,851円の増となっております。増の主な要因は、広域連合のシステム改修に伴う事務費負担金の増によるものです。

5款繰越金は、前年度の出納整理期間中に収納した保険料です。決算額は1,238万517円で、前年度比3.5%、44万6,617円の減となっております。

後期高齢者医療特別会計決算額の概要説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○佐々木議長 それでは歳出全般を行います。350ページから351ページまでです。
質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 質疑がないようなので、これで歳出を終わります。
次に、歳入全般を行います。344ページから347ページまでです。
質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、これで後期高齢者医療特別会計を終わります。
次に、介護保険特別会計を行います。
補足説明ありますか。
大間知高齢者支援課長。

○大間知高齢者支援課長 失礼します。

令和5年度介護保険特別会計決算に係る介護保険事業の概要と、まず歳出について説明をいたします。

主要施策の成果に関する報告書により説明をいたしますので、そちらの362ページを御覧ください。よろしいでしょうか。

最初に、令和5年度介護保険特別会計の歳入決算額は32億3,460万4,490円、歳出決算額は31億5,697万658円、歳入歳出差引額は7,763万3,832円となっております。なお、剰余金のうち、介護給付費の精算により国庫負担金等4,074万5,185円、支払基金交付金2,379万5,317円、地域支援事業の精算により国庫交付金等101万8,679円、支払基金交付金26万2,981円及び県費交付金54万4,690円、総計で6,636万6,852円を次年度において返還することとなっております。

次に、本町の第1号被保険者についてであります。令和5年度末の第1号被保険者数は8,869人で、前年度から74人の減となっております。第1号被保険者を前期高齢者と後期高齢者と比較しますと、後期高齢者の割合が55.52%となり、後期高齢者の占める割合のほらがやや高くなっております。所得段階別の第1号被保険者数及び構成率は、363ページ上段の表のとおりであります。

363ページ中段、令和5年度末の要介護・要支援認定者数は、第1号被保険者・第2号被保険者を合わせまして1,851人、認定率は20.82%、前年度に比べ認定者数は4人の減、認定率はほぼ同率で推移をしております。認定区分別の認定者数及び構成率につきましては御覧のとおりであります。

次に364ページ、介護給付費の状況を御覧ください。

令和5年度の介護給付費の総額は28億9,414万6,975円で、歳出決算額の91.67%を占めており、前年度に比べて2,286万9,051円の減、前年比99.22%となっております。利用件数は8万8,469件で、前年度に比べて2,666件の減、前年比97.07%となっております。第1号被保険者1人当たりの給付費額は30万2,511円で、ほぼ横ばいの状態で推移しております。

次に、365ページの地域支援事業費についてであります。地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業で構成され、高齢者が重度の要介護状態と

なっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を目指し、取り組んでいる事業であります。

令和5年度の地域支援事業費の総額は9,975万6,515円で、前年度に比べて650万3,782円の増、前年比106.97%となっております。

概要及び歳出については以上であります。

○佐々木議長 山本税務課長。

○山本税務課長 税務課からは、介護保険料の状況について御説明いたします。

決算書の367ページを御覧ください。

令和5年度における介護保険料の収入済額は、5億2,431万1,630円で、前年度と比較して9万1,445円、率にして0.02%の増、収納率は99.29%で、前年度と比較して0.19ポイントの上昇となっております。そのうち、現年度の特別徴収分の収入済額が、4億8,753万8,600円で、前年度と比較して329万8,190円、率にして0.67%の減、普通徴収分の収入済額が3,575万6,521円で、前年度と比較して412万1,377円、率にして13.03%の増、収納率は96.49%で、前年度と比較して2.02ポイントの上昇となっております。

増収の要因といたしましては、被保険者数は減少しているものの、高い段階の被保険者が増加したことや、収納率の上昇が主な要因であります。また、令和5年度末の収入未済額につきましては、307万2,761円で、前年度と比較して38万5,030円の減少となっております。

税務課からの説明は以上です。

○佐々木議長 ほかに説明ありますか。

大間知高齢者支援課長。

○大間知高齢者支援課長 同じく決算書367ページの下段、3款国庫支出金は、主に介護保険給付費及び地域支援事業費につきまして、法定負担割合に応じて交付を受けているものであります。精算により次年度に額が確定することとなっております。

369ページ下段の支払基金交付金及び県支出金も同様であります。

以上、令和5年度介護保険特別会計決算に係る概要等の説明といたします。

○佐々木議長 それでは、歳出全般を行います。376ページから389ページまでです。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 質疑がないようなので、これで歳出を終わります。

次に、歳入全般を行います。366ページから373ページまでです。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、これで介護保険特別会計を終わります。

次に、小規模下水道特別会計を行います。補足説明ありますか。

山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 それでは、令和5年度愛南町小規模下水道特別会計の決算について御説明いたします。

本特別会計は、農業集落排水3施設、漁業集落排水施設4施設の健全な運営及び施設の維持管理を図るため、施設の修繕をはじめ施設の清掃委託、各設備の保守点検や更新工事を実施することにより、町内の生活環境の保全及び地域公衆衛生の向上を目的としております。

令和5年度の小規模下水道特別会計の決算は、歳入合計額2億7,508万4,435円となっており、前年度と比較して1億3,730万3,042円の増加となっております。また、歳出合計額は2億7,301万6,687円となっており、前年度と比較して1億3,729万5

59円の増加となっております。主な増加理由としましては、令和4年度において、内海地区の漁業集落排水施設の測量設計委託業務及び機械器具等の更新工事に伴う繰越明許費1億円が要因となっております。

それでは、主な事業の概要を簡単に御説明します。

まず、歳出についてですが、決算書411ページ中段、維持管理事業ですが、令和5年度の実績としまして、経常経費の光熱水費をはじめ、家串クリーンセンター計装盤内シーケンサ取替102万3,000円などの修繕費15件、337万6,340円、各施設における清掃手数料793万1,134円、全7施設の保守点検業務委託料1,483万9,000円のほか、県補助事業として、愛南地区漁村整備工事として機械設備2,650万円、電気設備850万円、町単独事業として、広見クリーンセンター水中ミキサ取替え工事205万1,500円のほか、1件を執行しております。前年度と比較して3,566万9,934円の増加となっております。

なお、繰越明許分としまして、愛南地区漁村整備工事に伴う測量設計委託料4,389万2,000円、同工事の機械設備3,894万8,000円及び電気設備1,716万円を執行しております。

続きまして、歳入を御説明しますので、決算書405ページ、そこにおきまして2款下水道使用料及び手数料をはじめ、4款県支出金、5款繰入金、6款繰越金、7款諸収入及び8款町債となっており、前年度と比較して、使用料及び手数料は令和6年度から公営企業会計への移行に伴う打切決算において、3月請求分が未収となることにより213万3,340円の減少、県支出金は令和4年度から令和5年度へ全額繰越により8,100万円の増加、繰入金は歳出の実績により530万円の増加、町債におきましては繰越明許分を含む下水道事業債、過疎対策事業債及び公営企業会計適用債の活用により5,320万円の増加となっております。

以上、令和5年度愛南町小規模下水道特別会計の決算についての説明とします。よろしくお願いたします。

○佐々木議長 それでは歳出全般を行います。410ページから413ページまでです。
質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 質疑がないようなので、これで歳出を終わります。
次に、歳入全般を行います。404ページから407ページまでです。
質疑ありませんか。
金繁議員。

○金繁議員 浄化槽の使用料なんですけど、ごめんなさい、今小規模でしたね、まだ。すみません。

○佐々木議長 那須議員。

○那須議員 どのことも20年以上経過していますよね。水道なんかやったら老朽して漏水があったりとかあるもんなんですけれども、この下水管っていうのは、どのぐらいのスパンで替えたり修理したりというのが必要なんだろうね。もう20年たっていますよね。

○佐々木議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 現時点では管路等の修繕は一度も行ったことがございません。一応、耐震構造になっていますので、50年をめぐりに大体考えておりますので、50年が耐用年数という形で考えておりますので、今のところ修繕のほうは特に執行した経緯はございません。

以上です。

○佐々木議長 那須議員。

○那須議員 津波でやられますからね、本当は。50年はもたんとは思うんですけど、そっか。すごいな。

○佐々木議長 よろしいですかね。
ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、これで小規模下水道特別会計を終わります。

続きまして、浄化槽整備事業特別会計を行います。補足説明ありますか。

山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 それでは、浄化槽整備事業特別会計の決算について御説明いたします。

本特別会計も小規模下水道同様の目的としており、令和2年4月から新たに愛南町第2期町営浄化槽整備推進事業を実施しております。

令和5年度の浄化槽整備事業特別会計の決算は、歳入合計額1億4,515万1,109円となっており、前年度と比較して1,902万4,783円の減少となっております。また、歳出合計額は1億3,937万261円となっており、前年度と比較して2,357万5,767円の減少となっております。主な減少理由としましては、近年の物価高騰に伴い、新築家屋数の減少及び合併浄化槽への転換基数の減少に伴うものと考えております。

それでは、主な事業の概略を簡単に御説明いたします。

まず歳出ですが、決算書435ページ中段、浄化槽整備事業ですが、令和5年度の実績は浄化槽施設購入費39基、3,412万5,000円、排水設備設置費補助金37件、566万6,000円、単独槽・くみ取り槽撤去補助金7件、70万円となっており、前年度と比較して2,302万4,000円の減少となっております。主な要因としましては、先ほど御説明したとおり、近年の物価高騰などの影響により、新築件数の減少、また単独浄化槽等からの転換件数が減少によるものと考えております。

また、同ページ下段、浄化槽維持管理事業ですが、浄化槽清掃手数料1,062基、3,345万3,200円、維持管理委託業務3,220件、2,543万8,694円、使用料徴収委託業務9,630件、144万4,500円となっており、前年度と比較して563万1,381円の減少となっております。主な要因としましては、令和6年度から公営企業会計への移行に伴う打切決算において、維持管理委託業務1,096件分及び使用料徴収委託業務2,179件分の未払いによるものでございます。

続きまして、歳入についてですが、決算書429、431ページで、主な項目としましては1款分担金及び負担金をはじめ、2款使用料、3款国庫支出金、4款県支出金、5款繰入金、6款繰越金、7款諸収入及び8款町債となっております。前年度と比較して、分担金は設置基数の減少等により174万6,100円の減少、使用料は小規模下水道特別会計同様、令和6年度から公営企業会計への移行に伴う打切決算のため631万6,880円の減少、国庫補助金は設置基数減により1,050万8,000円の減少、県補助金も同様に243万2,000円の減少、繰入金は歳出の実績により860万円の増加、町債は下水道事業債及び過疎対策事業債の活用により合わせて660万円の減少となっております。

以上、令和5年度浄化槽整備事業特別会計の決算についての説明となります。よろしくお願いいたします。

○佐々木議長 それでは歳出全般を行います。434ページから437ページまでです。

質疑ありませんか。

石川議員。

○石川議員 435ページの中段の浄化槽整備事業なんですけど、毎年浄化槽整備はしてきていると思うんですけども、今現在の普及率といいますか、浄化槽を整備されている比率っていうのは、幾らになっていますでしょうか。

○佐々木議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 今で第2期の整備事業計画のほうに入っておるわけなんですけど、この期間は令和2年度から令和11年度までの10年間で、設置基数計画は800基という形になっておりますが、今、令和2年度から令和5年度までの4年間の設置基数は215基でありまして、

計画に対する整備状況は約27%となっております。

以上です。

○佐々木議長 石川議員。

○石川議員 遅れているような気もするんですが、令和11年ですか、800基ということで、二十何%ということでしょうけども、これ計画に対して、どういう形で推進していこうとしているのか、お聞きします。

○佐々木議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 確かに今、年間80基という形で、大体60基ぐらいで推移はしておったんですが、令和5年度については39基と、ちょっと設置基数のほうが減ったという形にはなりません。主な要因も地理的要件とか、いろんな要因もあるんではあるんですけど、今うちは一応啓発という形で今PFIを使いました愛南SPCによる啓発活動、また町としてもかんきょうかわら版を使った周知活動という形は行っております。ただ、なかなか先ほども言いましたように地理的要件等、また社会情勢の関係でなかなかちょっと進捗状況が遅れている状況でございますので、そこら辺は補助金の拡充というのはなかなか難しいかもしれませんが、そこら辺も踏まえた上でSPCと連携しながら、浄化槽整備の推進に努めていけたらという考えであります。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 歳出ですかね。

○佐々木議長 歳出です。

○金繁議員 いいです、すみません。

○佐々木議長 ないようなので、これで歳出を終わります。

次に、歳入全般を行います。428ページから431ページまでです。

質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 歳入の使用料なんですけれども、町営住宅の浄化槽保守点検料なんですけど、建設課ともどういうふうに分担されているか分からないんですけど、その空き室が出た場合に、その部屋の分もほかの入居者が払わないといけないので、空き室が出たら浄化槽保守料が高くなるという話を聞いたことあるんですが、それは御担当課としては、そういう何か規則みたいなものあるんですか。

○佐々木議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 本特別会計のほうは、住居または併用住宅を対象とした事業でございます。町営住宅のほうはちょっと対象外にはなっておりますので、そこら辺のところはまたちょっとこの事業とは違うというような形になっております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですかね。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ほかにないようなので、これで浄化槽整備事業特別会計を終わります。

次に、温泉事業等特別会計を行います。補足説明ありますか。

入江一本松支所長。

○入江一本松支所長 それでは、決算書439ページ、温泉事業等特別会計歳入歳出決算書の概要について御説明いたします。

初めに、歳入から御説明いたしますので、決算書443ページを御覧ください。

1款営業収入の総額は6,609万4,258円で、対前年比123.5%、1,255万6,697円の増、2款繰入金は3,150万円で、対前年比113.3%、370万円の増、3款繰越金は579万6,684円で、対前年比87.6%、81万7,739円の減、4款諸収入は1万7,690円であり、歳入総額は1億340万8,632円で、対前年比117.5%、1,537万6,048円の増となりました。

繰入金の要因は、仕入材料や燃料費の高騰のほか、経年による施設設備関連の更新や改修によるものです。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、令和5年5月に5類に変更されたことで、人の移動が活発になり、宿泊及び入浴客も戻りつつあるものの、経常経費の増加に伴い、依然、厳しい経営状況が続いている状況でございます。

次に、営業収入の詳細について御説明いたしますので、453ページを御覧ください。

営業収入の柱である浴場使用料は2,748万5,330円で、対前年比113.3%、323万1,063円の増、施設使用料は1,780万5,705円で、対前年比123.4%、337万1,574円の増、事業収入は2,039万8,274円で、対前年比140.3%、586万89円の増、販売収入は40万4,949円で、対前年比130.2%、9万3,971円の増となりました。

この要因なんですけど、四国遍路やスポーツ合宿による施設利用者の増加によるもの、また、近年のサウナブームなどが追い風になっているものと考えております。

続いて、歳出について御説明いたしますので、457ページをお開きください。

初めに、1款総務費、1目一般管理費は職員給与費で569万4,096円、2款事業費、1目一本松温泉あけぼの荘事業費は会計年度任用職員給与費及び施設維持管理費で8,698万9,487円、そのうち10節需用費は3,905万6,753円、対前年比115.1%、主な要因については、仕入材料や燃料費の高騰、経年劣化に伴う修繕料によるものです。

11節役務費は300万2,822円、対前年比101.8%、主な要因は宿泊者増に伴うクリーニング手数料の増加に伴うものです。

12節委託料の総額は237万181円で、対前年比111.8%、内訳としましては、施設清掃、電気保安業務、浄化槽及びサウナ設備保守委託料などです。

13節使用料及び賃借料は161万6,499円で、対前年比91.64%、内訳は、寝具の借上げ、放送受信料、玄関マットリースや各種冷蔵庫等のリース料となっています。

17節備品購入費は204万7,200円で、対前年比955.2%、増額の要因なんですけど、これについては経年劣化に伴う入浴料券売機2基の更新でございます。

18節負担金補助及び交付金2万400円は、町商工会及び南宇和旅館組合への負担金です。

22節償還金利子及び割引料357万8,200円は、令和4年度分の確定申告及び令和5年度の間申申告に伴う消費税の納付です。

以上、歳出総額は9,268万3,583円で、対前年比112.7%、1,044万7,680円の増で、翌年度への繰越金は1,072万5,049円となりました。

おしまいに、入浴者及び施設利用者の状況について御説明いたしますので、主要施策の成果に関する報告書388ページを御覧ください。

資料中段に掲載しております入浴者・施設利用者の内訳は、入浴者合計が6万9,885人で、対前年比118.3%、1万799人の増、宿泊等の施設利用者合計が2万2,855人で、対前年比124.7%、4,531人の増、施設全体では9万2,740人で、前年比119.8%、1万5,330人の増となっています。これにつきましては、休業日数が5日間と少なかったことや、インバウンド効果による四国遍路、また、スポーツ合宿の利用などにより入浴及び宿泊客が増加し、併せて喫茶等の利用も好調だったことが要因だと考えております。

以上、令和5年度温泉事業等特別会計歳入歳出決算書の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○佐々木議長 説明が終わりました。

それでは、歳出全般を行います。456ページから459ページまでです。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、これで歳出を終わります。

次に、歳入全般を行います。

452ページから453ページまでです。

金繁議員。

○金繁議員 詳しい説明どうもありがとうございました。収入も伸びて、繰入金も少なくなり、1,000万円ぐらいですかね、よかったです。

ただ、今も厳しい状況が続いているということなんですが、390ページ、ごめんなさい、主要施策の説明なんですが、この部屋の稼働率はどのぐらいですかね。

○佐々木議長 入江一本松支所長。

○入江一本松支所長 お答えいたします。

稼働率については、休業日数から割り出しております。ちなみに令和5年度の休業日が5日で、稼働率でいうと98.6%、令和4年度の休業日が8日で、稼働率でいうと97.8%で、コロナ禍になりますが、令和3年度の休業日が129日ありまして、稼働率でいうと64.7%でございます。

○佐々木議長 よろしいですか。

金繁議員。

○金繁議員 ほぼ部屋はいっぱいという状況ですよ。実際私も、何回か友人のために予約をしようと思ったら、いつも満室でした。ただ、泊まったお客さんから施設はすごくいいと評判だったんですけど、値段これで大丈夫なのって言われました。3,600円だったかな、すごい安かったと。通院で泊まったんですけど、来年はAZができるので競争をどうしていくか、価格帯どうするかということも考えていったほうがいいと思うんですけど、一方で満室、その稼働率が低くなるということも考えられると思うんですが、その辺について何か考えていらっしゃるのか。

それからサービスについて、これだけ稼働率が高いとそんなに不満はないかもしれないんですが、ただ一般のその温泉施設、旅館、ホテルでは朝風呂に入って朝出発できるというのが普通なんですけど、残念ながらお風呂は11時からということで、仕事なりレジャーに行く前にお風呂に入れなかったっていうお声ですとか、あと朝食がないんですかね、朝食が遅かったのかな。それで出発前に取れないとかいうのがありまして、通常6時半とかにはね、御飯とかお風呂も取れる状況だと思うので、その辺も今後検討されたらと思うんですけどもいかがでしょうか。純然たるこれ民間事業なんで、公務としてね、公共施設としてやるっていうことの限界もあるかと思うんですけど、その辺いかがお考えでしょうか。

○佐々木議長 入江一本松支所長。

○入江一本松支所長 まず、利用料金とかに関してですが、一昨年の9月に条例の範囲内で入浴料の改正を行いまして値上げを行いました。また、本年6月より宿泊料についても値上げを行っておるところです。またそれ以降も、燃料や仕入れ材料の価格は高止まり傾向にあります。現在のところはさらなる値上げは考えていないのが現状です。ただ、レストランの価格帯については、今後、今仕入れ、お米の値段も高くなってきていますので、ちょっと内部で要検討が必要であるということをお聞きしているところなんです。

そのほか、また朝食の時間がちょっと通常7時半からを、今、あけぼの荘で予定しているん

ですが、極力少しでも早くならないかってお客さんにはできる限り6時台とかで対応している状況ですので、その辺はまた臨機応変に対応したいと考えております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

金繁議員。

○金繁議員 少なくなっただけとはいえ、繰入金で3,150万円、町民が負担するということなので、できたらこれをゼロにしていく方向で、もちろん努力はされているんですけど、価格帯というのも見直して、民業とね、例えばゴールデンウィークとかお盆とか、ハイシーズンっていうのは、もうほかの町内のホテルも1万円以上とか設定しているの、やはりそういう営業努力も必要ではないかと。この3,000万円をとにかく下げていくっていうことを、今後もお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○佐々木議長 入江一本松支所長。

○入江一本松支所長 お答えします。

議員おっしゃるとおり、町内の旅館組合のほうからその繁忙期の価格を見直してはという提案もいただいておりますので、また今後の研究材料にしたいと考えます。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

石川議員。

○石川議員 入浴者の中の町内の利用者のパーセンテージとか分かりますか。

結構町外から、町外っていうか宿毛のほうからでしょうけど、結構多いように聞くんですが、実態としてどれぐらいの割合で来られているのかっていうのを。

○佐々木議長 入江一本松支所長。

○入江一本松支所長 町内外の割合までは、実際把握していないのが現状なんですけど、聞くところによると、お客さん同士の話の中で聞くと、確かに四万十のほうの温浴施設が閉鎖したこと、また宿毛のほうの温浴施設のほうもなかなか料金設定もということで、町外、高知県方面のお客さんが多いということは見聞きしております。すみません、割合まではちょっと把握しておりません。

以上です。

○佐々木議長 石川議員。

○石川議員 これまで、さっきも同僚議員が言ったんですけど他会計から、一般会計から繰入れというような状況が続いているので、町内と町外と、ある程度僕は料金設定を考えるか、もしくは割引券にして、町内の人にはですよ、安くするっていう方法があるかと思うんですけど、高い設定にしといて、そういうこともちょっと検討する必要があるんじゃないかなと私は思うんですけど、いかがですか。

○佐々木議長 入江一本松支所長。

○入江一本松支所長 なかなか差別化というのは難しいかなと思うんですけど、今後また内部的にそういうことも協議したいと考えます。

以上です。

○佐々木議長 ほかにありませんか。ありませんね。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、これで温泉事業等特別会計を終わります。

次に、旅客船特別会計を行います。補足説明ありますか。

伊田西海支所長。

○伊田西海支所長 それでは決算書461ページ、旅客船特別会計歳入歳出決算書の補足説明をい

たします。

まず初めに、本会計の予算現額は、歳入歳出それぞれ2,479万1,000円で、決算収支は、歳入が2,489万8,702円、歳出が2,458万7,090円で、歳入歳出差引31万1,612円の剰余金が生じています。

前年度決算収支と比較いたしまして、歳出の施設経営費修繕料が前年度よりも254万3,686円増額し、歳入の繰入金が前年度よりも277万1,000円増額となり、歳入が289万5,328円、率で13.2%の増、歳出が273万686円、率で12.5%の増となっております。

次に、決算の明細ですが、まず初めに歳出から説明いたしますので、479ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費は、不測の事態に備えた保険関係費用で、前年度と同額の28万522円を支出しております。

2款1項1目施設経営費の主な支出は、指定管理委託料が1,800万円、瀬ノ浜施設修繕が6件、200万280円、旅客船修繕が9件、376万2,176円で、前年度と比較し273万686円、率として12.7%増の2,430万6,568円支出しております。

なお、令和5年度の主な修繕は、瀬ノ浜棧橋防舷材修繕128万7,000円、ユメカイナ操舵機シリンダー修繕126万5,000円を実施しております。

次に、歳入について説明いたしますので、475ページにお戻りください。

2款1項1目一般会計からの繰入金は、先ほど歳出で説明した施設経営費が前年度より増額となり、前年度と比較し227万1,000円増の2,456万5,000円となっております。

3款1項1目繰越金は、前年度からの繰越額、14万6,970円です。

4款4項1目雑入は、指定管理者が付保する船客傷害賠償保険料で、前年度と同額の18万6,732円となっております。

次に、令和5年度の観光船利用客数は、主要施策392ページのとおり5,007人で、前年度と比較し1,409人、約22%の減となっております。要因は、夏季の繁忙期、台風6号により7月31日から8月10日、台風7号により8月13日から8月15日の計14日間欠航になったことが要因と考えます。なお、前年の令和4年度は、この欠航となった期間に1,702人が観光船を利用しております。

最後に、観光船事業は自然環境が大きく影響しますが、引き続き指定管理者による管理運営の下、優れた観光資源として町内外に発信していきたいと、観光客増加につながることに特化した取組を行っていきたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○佐々木議長 説明が終わりました。

それでは、歳出全般を行います。478ページから479ページです。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 質疑がないので、これで歳出を終わります。

次に、歳入全般を行います。474ページから475ページまでです。

質疑ありませんか。

石川議員。

○石川議員 ほとんどが旅客船ということで夏場がメインだというふうに認識はしておるんですが、特に去年から1,400人、2週間で1,400人ということは1日当たり100人ぐらいは来られているというような計算にはなろうかとは思いますが、冬場は結構海が澄んどったりするんで、宣伝といいますか、冬場を利用していただくような何か取組はされておるんでしょうか。

○佐々木議長 伊田西海支所長。

○伊田西海支所長 お答えいたします。

12月から2月に関しましては、海中公園が発着する瀬ノ浜に関しましては、ほぼ波が高く
て出航はできませんので、西海支所裏のほうから越田沖のサンゴにしております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ほかにないようなので、これで旅客船特別会計を終わります。

続きまして、これから事業会計について行いますが、事業会計については決算書全般につ
いて質疑を受けます。

まず、上水道事業会計についてを行います。補足説明ありますか。

中道水道課長。

○中道水道課長 令和5年度愛南町上水道事業会計の決算について御説明します。

初めに、業務状況から説明いたしますので、決算書の24ページを御覧ください。

まず、令和5年度末の給水人口は1万8,036人で、前年度に比べ430人減少して
おります。

次に、年度末給水戸数は1万210戸で、前年度と比べて107戸減少して
おります。年間配水量は289万9,003立方メートルで、前年度に比べ8万9,598立方メートル減少
しており、年間有収水量は211万2,500立方メートルで、前年度と比べて3万9,023立
方メートル減少しました。有収率は72.9%で、前年度より0.9ポイント改善して
おります。

次に、25ページの事業収支に関する事項について御説明いたします。こちらは税抜きで表
記しております。

営業収益決算額は4億2,718万4,718円で、前年度と比べて126万5,352円の
増加となっております。その主な内訳は、給水収益が前年度に対し634万9,282円減少
の4億1,150万7,436円、他会計負担金は760万円増加の1,490万円で、消火栓
15基の維持管理に係る費用を一般会計より受け入れたものであります。

次に、営業外収益の決算額は2億5,094万3,469円で、前年度と比べて5,388万
3,232円の減少となっております。減少となった主な要因としては、水道事業費の減少に
伴い、他会計補助金が減となったことによるものです。

次に、下段の支出であります。営業費用の決算額は6億2,033万2,579円で、前年
度に対し5,215万8,726円の減少であります。主な減少の要因としては、ダム水利施設
整備に係る負担金及び電力使用量抑制に伴う動力費の減によるものであります。

次に、営業外費用の決算額は、企業債償還利息4,048万2,202円及び雑支出136万
8,768円であります。

続いて、資本的収入及び支出について説明いたしますので、33ページを御覧ください。こ
ちらは税込みで表記しております。

資本的収入の企業債は決算額2億2,820万円で、老朽管更新工事等の財源として財務省
から借入れしております。補助金は決算額1,497万円で、重要給水施設配水管布設替工事
に係る国庫補助金であります。

次に、支出であります。資本的支出の建設改良費の決算額は3億2,845万6,820円
で、内訳につきましては、委託料が防城地区配水管移設事業測量設計業務などで2,462万
1,000円、工事請負費が老朽管更新事業として松本地区配水管布設替工事ほか5件で1億
7,465万円と、施設整備等更新事業として城辺・西海地区遠方監視システム機器更新工事
ほか6件の1億2,888万5,900円を実施しております。

なお、工事の詳細は22から23ページに載せております。

以上、簡単ではありますが、水道事業会計決算の説明を終わります。

○佐々木議長 説明が終わりました。

ただいまより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

石川議員。

○石川議員 18ページなんですけど、料金回収率が令和4年から令和5年で改善されていると思うんですけど、原価が、工事が大きい工事がなかったというのもあるかと思うんですけど、主な要因は何でしょうか。

○佐々木議長 中道水道課長。

○中道水道課長 負担金の減と動力費の減によるものであります。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかに。

金繁議員。

○金繁議員 水道料金の値上げを来年度ぐらいに考えていらっしゃると思うんですけど、よく審議会聞きに行くと、他会計からの負担金を減らしたいことを理由におっしゃられて、それは、独立の会計なんで、当然目指すべきはそうなんですけど、これだけ過疎化してくると、なかなか厳しく、これだけね愛南町のように広く山から海から端々まで広いと大変なんですけど、水道料金もこれ634万円も収入が落ちています。これを値上げで、5%値上げしたぐらいでとてもカバーできない、4億円の水道料金の5%値上げしたら2,000万円程度しか上がらないんですよ。これ上がったらまた町民がまた節約さらに厳しくすると思うので、そもそも他会計での繰越金をなくすということは不可能だと思うんですけど、どのぐらいまで他会計補助金を低くしようと考えていらっしゃるんでしょうかね。

○佐々木議長 中道水道課長。

○中道水道課長 お答えします。

100%を料金収入で賄うということはできませんので、他会計からの補助金をできるだけ少なくしたいというところではありますので、それを審議会のほうでどれだけ上げたらどれだけ他会計からの補助金が減りますよという案を示させていただいて、それで今回、審議会のほうから答申を頂いたということでございます。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 そこは他会計出している町長との話合いがあったと思うんですけども、私の質問は、これ1億7,363万円、他会計から補助金出していますけど、これがどのぐらいまでにしたいから5%上げるんだ、当然ね、経営の視点からすれば、そういう数字は読んでいらっしゃるはずなので、そこを端的に教えていただけたらと思います。

○佐々木議長 中道水道課長。

○中道水道課長 お答えいたします。

今回頂いた答申で、5年間で約2億4,000万円の繰入れを減らすことができるという計算になっております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

池田議員。

○池田議員 いろいろと配水管の敷設工事を、老朽化の取替えと思うんですけど、されとると思うんですけど、大体どれぐらい、水道管給配水管の耐震はどれぐらいできているか分かったら教え

ていただきたいと思えます。

○佐々木議長 中道水道課長。

○中道水道課長 お答えいたします。

令和5年度末の決算値なんですけど、町全体の管路耐震化率は31.05%、基幹管路耐震化率は32.31%となっております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですかね。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ほかにないようなので、これで上水道事業会計を終わります。

最後になりますが、病院事業会計についてを行います。

すみません。その前に、先ほどの国民健康保険特別会計の町民課のほうより報告があります。よろしくお願ひします。

飯田町民課長。

○飯田町民課長 先ほどの金繁議員からの御質問にお答えさせていただきます。

高額医療の内訳ということですけど、件数でよろしかったですか。件数、はい。

件数につきましては、令和5年度1万2,025件でございます。件数が1万2,025件でございます。そして、内訳もう一つ、その高額医療の病名であるとかというような内訳でございますが、レセプトデータにつきましては全て町のほうに返ってきておるんですけども、それを1件1件病名を確認して集計はしておりません。ただ、5年度で作成したデータヘルス計画において、その内訳というか、高額医療を使ったであろう入院とかの経費が示されておりまして、大きく率を上げているものが、まずは1位が新生物、がんでございます。2位が循環器系の疾患、あとは軒並み同じような数字ですけど、3位が筋骨格系及び結合組織の疾患というふうな内訳になっております。まず一つ内訳というのがその一つでございます。

そして、人工透析の方のことなんですけど、現在町内で64名の方が人工透析を受けております。そのうち、町外が18名です。町内46名、合わせて64名の方々が人工透析を受けられております。

そしてこの人工透析なんですけれども、人工透析を受けられる方は、腎臓機能障害がある方なんですけど、身障者手帳の1級をお持ちの方になります。この事業自体は保健福祉課の自立支援医療、更生医療の対象となるものでございます。国保の場合でいいますと7割を保険者がみる、その残りの3割につきましては、その方の所得に応じた自己負担金の上限額を超えた分をうちと関係するんですけども、一般会計の重心医療のほうでみております。

お答えになっているでしょうか。以上でございます。お願ひします。

○佐々木議長 よろしいですかね。

次に、最後になりましたが、病院事業会計について行います。補足説明ありますか。

近田国保一本松病院事務長。

○近田国保一本松病院事務長 愛南町病院事業会計です。よろしくお願ひします。

令和5年度の収益的収入及び支出について補足説明させていただきます。消費税抜きの金額で御説明させていただきます。

まず、42ページの下段にあります、合算と表示した表を御覧ください。

令和5年度病院事業会計の費用合計は6億6,719万28円で、前年度決算より1,435万4,486円の増額となっております。そのうち、主な支出区分である医業費用を見ると、病院分は5億4,862万5,982円で、前年度決算より619万4,780円の増額となっております。また、診療所分は9,328万7,537円で、前年度決算より310万3,752円の増額となっております。これらの増加要因としては、人事院勧告に伴う給与改定、看護

補助者に対する処遇改善、会計年度任用職員への勤勉手当の引当計上など人件費の増加が影響しております。

続いて、収入について御説明いたします。下段の合算と表示した表を御覧ください。

病院事業会計の収入合計は6億6,567万1,360円で、前年度決算より1,107万7,414円の増収となっております。そのうち、病院の自主財源を表す医業収益を見ると、病院の医業収益は3億1,368万6,484円で、前年度決算より443万4,815円の減収となっております。また、診療所分は5,083万7,455円で、前年度決算より48万2,446円の減収となっております。

病院事業会計への繰入金である一般会計補助金については、医業外収益として受けており、病院分が2億2,485万4,000円、診療所分が4,082万1,805円、合計2億6,567万5,805円で、前年度決算より1,972万1,493円増額しております。この増加要因としては、人事院勧告に伴う給与改定、看護補助者に対する処遇改善、会計年度任用職員の勤勉手当の引当計上など人件費の増加、医業収益の減収に対する補填が、主な繰入金増額の理由となっております。

続いて、資本的収入及び支出について御説明いたします。

74ページを御覧ください。

病院建設改良費におきましては、造影剤注入装置等、医療現場において必要な機器の更新を行い、給水設備改修工事の実施により漏水対策を行いました。また、電子カルテ等のリース債務の支払いをしております。診療所建設改良費におきましては、卓上遠心機の購入を行いました。また、電子カルテ等のリース債務の支払いをしております。

なお、今年度取得した資産の詳細は、26ページ、27ページを御参照いただけたらと思います。

最後に、業務の状況について御説明いたしますので、28ページ、29ページを御覧ください。

入院患者数は年間延べ1万5,909人で、前年度1万5,508人に対し401人の増加となり、病床利用率も72.4%と前年度70.8%から1.6%増加し改善傾向にあります。

続いて、30ページ、31ページを御覧ください。

外来患者数は年間延べ1万2,688人で、前年度1万3,438人に対し750人の減少となりました。減少要因としては、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種者数の減少に伴うもの、また地域人口の減少に伴うものが挙げられます。

依然、厳しい経営状況は変わらないことから、今後も他の医療機関との連携を密にし、入院患者を積極的に受け入れ、増収を図るとともに、医師、看護師等の医療スタッフを確保し、町内唯一の療養病床を有する病院として、安定的な病院経営と地域医療のサービス向上に努めていきます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御願いいたします。

○佐々木議長 説明が終わりました。

ただいまより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

石川議員。

○石川議員 42ページなのですが、病院の医業収益、それと医業費用、診療所の医業収益と医業費用なのですが、医業収益はかなり落ちているんですけど、これ入院とか外来の人が減っているということかもしれませんけど、主な要因と、あと医業収益に比較して医業費用が減っていないので、これはどういうことかなと。

収益は減っているんですけど費用は変わっていないという状況になっておるんですよ、この3年間見ると。

○佐々木議長 近田国保一本松病院事務長。

○近田国保一本松病院事務長 お答えします。

入院収益なんですけれど、令和5年度は2億5,050万円と、前年度2億5,330万円から比較し280万円ほど減少しています。

入院患者は令和5年度1万5,909人と、令和4年度1万5,808人から比較し101人増加はしていますが、少し入院の患者さんの状態ですね、その入院単価の減少から、ちょっと収益増とはなっておりません。

それと費用のほうは、先ほど補足説明もさせてもらったんですけど、人件費、人事院勧告に伴う給与改定、看護補助者に対する処遇改善と、あと会計年度の職員の勤勉手当など人件費の関係が増加で影響しております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

石川議員。

○石川議員 今の説明だと、医業費用のほうは、本来、医業収益と費用が比例する形にならないといかんですけれど、給与費が上がったという説明だと思うんですけども、診療のほうの給与費を見ると減っていると。病院会計のほうも、給与費も増えているとはいえ、1,000万円ぐらいというような状況だと思うんです。私が比較しているのは令和3年と比較しているんですけどね。

診療所のほうの給与費は300万円ぐらい減っている。病院の費用は、これ1,000万円ぐらい増えているという状況なんですけども、医業収益の減り方に比べて、何かちょっとつじつまが合わないなっていう感じがするんですが。

○佐々木議長 近田国保一本松病院事務長。

○近田国保一本松病院事務長 お答えいたします。

先ほど言いよった給与費の関係なんですけど、人事異動の関係で、その年齢の高い方、低い方、その給与の関係で増減があります。また、費用の関係で、収入と給与のほうはリンクしないというか、そういうふうに伴っていません。入院患者と材料費はリンクしているんですけど、給与のほうはそのほうにリンクしていません。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですかね。

ほかに質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 過疎の町で病院会計が赤字なの当然なんですけど、一番大事なのは患者さんの満足度といかかね、ここの病院でお世話になってよかったって思ってもらえることだと思います。

そういう意味ではあんまり、残念ながら苦情的な話もちよこちよ聞くんですけど、前からね、こういう場でも言っていますが、その内部の状況をよくしようという努力はどのようなことをされているか。例えば職員さんから苦情なりいろんなお話を聞くと思うんですけども、それにどのように対応されているかという点と、それから看護師さん、それから看護の補助の方の、今採用しても応募がないというような状況は現状どうなっているか、2点お聞かせください。

○佐々木議長 近田国保一本松病院事務長。

○近田国保一本松病院事務長 職員の離職については、最近離職した職員おります。本人の体調や家庭環境で離職いたしました。職員の面談については、全職員定期的に年4回行っています。面談では、業務内容のほうはもちろんなんですけれど、環境の変化等も聞いております。

また、職員に業務内容のことや体調等で異変があった場合は、随時、面談を行っています。

さらに職の離脱を考えている職員については、何度も何度も職員と面談を行っています。

今後も人間関係のよい職場、風通しのよい環境づくりに当病院は努めたいと考えております。

もう一点の御質問、今年度正職員で看護師3名、薬剤師1名を募集しておりましたが、応募は全くありませんでした。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 その原因は何だとお考えですか。もちろん人手不足というのも当然あるんですけど、それ以外にも労働条件がよくないとか、環境がよくないってということもあるかとは思いますが、そういうその労働環境の改善の声とか面談する中とかでは出てこないですか。出てきていないですか。

○佐々木議長 近田国保一本松病院事務長。

○近田国保一本松病院事務長 特に看護師のほうなんですけれど、なかなか募集がないということで、今回看護師長と私とで足を運んで、宇和島の看護専門学校とか幡多の県立の専門学校に足を運んで、一応募集の営業というか、そういうふうなのに行きました。なかなか若い方がこの一本松病院療養型に来るっていうのは、ちょっとというふうなそんな感じで言われたんですけど、私なりに今、正職のほうで45歳までというふうにしているので、そこをもっと年齢を上げたら来るのかどうかちょっと分かりませんが、例えば都会で生活している方が家庭も落ち着いて地元に戻ってそこで看護師として、看護助手で働けるのなら、例えば50歳とか55歳とか、そういうことも考えていかなければならないと思っています。

以上です。

○佐々木議長 那須議員。

○那須議員 病院の評判というのは技術はもちろんなんですけれども、医者とか看護師の評判で決まる場合も多いんですよね。あそこの病院は先生がええけん行くとかって、多分にあると思うんです。

私、監査しとったときに、監査で病院事務長は対面でやりますからね、今のじゃないですよ5年度のと、院長先生の評判がよくないと、遅くなって来るって、あれじゃいけんどうって言うんやけど、直りましたか。

あのね、私は宇和島の市立病院で長いことかかったんです。今も行きよんですけど、院長と梶原院長というんですね、事務長と2人は朝7時半になったら、2階が受付窓口なんですけれども、15分立っておはようございます、おはようございますって2人が頭下げるんですよ。7時半ぐらいになったらもう患者来ますからね。そういうところと9時になっても外を散歩しよると、9時半なっても来んみたいな、やっぱりね、院長がそれでは駄目ですよ。

事務長から言えんかもしれんけども、直った、直ったたらええんやけども、これは困る。高給取りよるのに。

○佐々木議長 事務長答弁できる。

(発言する者あり)

○佐々木議長 那須議員、答弁のほうは控えさせてもらいますので、よろしくお願ひします。いいですか。

金繁議員。

○金繁議員 先ほど私の質問に対して、看護師3名と薬剤師1名募集したけど、応募がない状況が続いているということですよ。これも何か月続いているのか。その間、やっぱり現在働いている人に相当し寄せというか、負担が重くのしかかっていると思うんですけど、何かこう悪循環にますますなってしまうんじゃないかと思うんですけど、もう早急に手を打たないといけないと思うんですが、環境をよくするっていうのは時間がかかるとしても、給与アップするとか、先ほど年齢を上げるっていうのもその一つでいいとは思いますが、もっと柔軟

に働けるようにするとか、相当抜本的に思い切ったことをしないと今働いている人が大変で、ますます状況悪くなるんじゃないかと思うんですけど、年齢以外に考えられないですかね。それと何か月こういう状態が続いているか、お願いします。

○佐々木議長 近田国保一本松病院事務長。

○近田国保一本松病院事務長 募集につきましては、今まで通常募集というふうに6月から7月、8月だったんですけど、総務課と協議して、この特別職と看護師とか介護士は、通年の募集をできないかと今、総務課とのほうで協議中でございます。

○佐々木議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

近田国保一本松病院事務長。

○近田国保一本松病院事務長 補足で今年度、看護助手で1人、パートで1名入っております。以上です。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ほかに質疑がないので、これで病院事業会計を終わります。

以上で全会計が終わりました。

これで決算勉強会を終わります。

次に、協議会を行います。全員協議会の前に5分間休憩します。

暫時休憩します。

(休憩)

○佐々木議長 それでは、お疲れのところすみません。令和6年第13回議員全員協議会を開会します。

まず会議の始まる前にちょっとお願いがあります。本日の協議会は、裁判の判決についての協議であります。各個人の発言には、個人名など十分気をつけて発言をされるようよろしくお願いをいたしておきます。

それではまず初めに、1番の行政処分取消請求及び公文書全部開示請求事件についてを協議いたします。

事務局説明をお願いします。

私のほうからちょっと読み上げます。

第一審の判決に対して判決を受け入れ控訴しないか、当方から控訴するか、2件とも控訴期限は9月の20日までになっております。この短い期間内に慎重に判断を行う必要があります。3号判決内容は議会資料の1のとおりです。

まず皆さんに決めていただきたいのは、控訴するかどうかを決めていただきたいと思います。御意見をお伺いします。

どうしますか。控訴するかどうか。

嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 その前に、8ページが一番下から2行目から、懲罰対象となる議員の一身上の事件について何ら主張・立証を行わない、そうすると云々かんぬんとありますけど、これは主張は全然行わなかったのですよね。その理由は、当然推測するに情報流出かと思えますけど、それでいいんでしょうか。

○佐々木議長 本多事務局長。

○本多事務局長 私のほうからの説明につきましては、もう判決文についてはお示しをしておりますので、その内容を酌み取っていただくということで、詳しい説明は控えさせていただきます。

このことにつきましては、懲罰特別委員会の内容ということになりますので、かなりセンシティブな内容が含まれているということで、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○佐々木議長 那須議員。

○那須議員 私は控訴すべきだというふうに考えております。

この懲罰委員会は、秘密会の扱いでやったものと記憶しております。私はその中の委員であったんですが、うっかりとですね、一町民が来ておるのを知らずに懲罰委員会の内容をぼろっとしゃべっただけで、だけで私は叱責の対象になり、新聞にも、当時のミヤニシ局長、私のこと嫌いでしたから書かれましたけれども、これがもし通るのであれば、私はそのときの叱責を取り消していただきたい。でないと、私は納得できませんので、これは控訴すべきだというふうに思います。

○佐々木議長 ほかに御意見ありませんか。

原田議員。

○原田議員 この判決について、町の顧問弁護士はどのような考えを持っておるんですか。

○佐々木議長 本多事務局長。

○本多事務局長 顧問弁護士のほうからは、弁護士としても納得できない部分はあるので、控訴したほうが良いというような内容だったと思います。

以上です。

○佐々木議長 石川議員。

○石川議員 納得しないというよりも、この裁判の中で、先ほど嘉喜山議員も触れられていたけれども、被告が立証しないと、行わないという判決になっていますんで、その辺りの弁護士の見解がよく分からないんですよ。本来だったら裁判の中で立証すべきはするっていうのが弁護士の立場だと思うんで、それで裁判が、この判決が納得いかんというのは、我々が聞いても全然納得がいけないというような状況になっているんですが、その辺りは、顧問弁護士は、どの点について納得がいかなと言われとるんでしょうか。

○佐々木議長 本多事務局長。

○本多事務局長 答えになるかどうか分かりませんが、事実としまして顧問弁護士のほうには、秘密会の議事録はお見せしておりません。実際裁判の中で主張するとしても、秘密会の議事録の内容を漏えいするわけにはいかないの、主張については非常に難しかったと、そういった事実はあるだろうというふうに想像できます。

以上です。

○佐々木議長 ほかに。

嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 だからやはり高裁できちんとそういった旨も主張した上で、こちら側の意図も酌み取ってもらわないと、この判決では、そういった意図も酌み取られていないと僕は思うんで、そこはやはり控訴すべきだと思います。それと、この愛南町の会議規則っていうのは、やはり議長会から示されたものに基づいてつくられている以上、これ簡単に認めたら、全国的に影響あるんですよ。だから、ここはきちんと控訴して、高裁の判決を受けるべきだと僕は思います。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 私は、先ほどから出ています立証を行わなかったというこの顧問弁護士の方針というのは、によってこれは裁判負けたわけで、これをこちらが控訴して、今度は立証しますっていうわけにはいかないですよ。なので、控訴してもどっちみち負けると思います。そうすると時間とまた町民のお金の無駄遣いになるので、私は控訴するべきではないと考えます。

○佐々木議長 ほかに意見のある方ありませんか。

吉村議員。

○吉村議員 今さっき聞いたんやけども、全国で何か同じような、同じ判例があるいうて、今さっ

き休憩中に聞いたんですけども、あるの。事務局分かる。

○佐々木議長 本多事務局長。

○本多事務局長 愛南町と全く同じ事例ではないんですけども、一つ判決を受けました判断といたしまして、会議規則で秘密会であるということ根拠として情報公開開示をしないということについては、否定された例はあると思います。

以上です。

○佐々木議長 吉村議員。

○吉村議員 とするならば、これ裁判というのは、みんな素人やし、当然私もそうなんですけども、判決というのは判例に基づいて出るんですよね。その辺はみんな認識の上で、この結論はどうするかは、あれしていかないと、それで私そういう全く一緒やないけども似たようなあれがあるって聞いたから今質問したんですけども、いう方向になっていくと思いますよ。

○佐々木議長 ほかに質疑はありませんか。御意見ありませんかね。

石川議員。

○石川議員 先ほど嘉喜山議員も、この全国議長会の会議規則を愛南町も採用しているという前提の下に、もしこれが結審してしまうと、全国にも及ぼす影響は大きいということですので、これで本当に判例があるのかないのか。ほかの自治体で同じようなことが起こっているのかどうかというの、きっちり判例を示していただいて、こういう結審になっていますよということであれば、これ控訴しても無理かなとは思いますが、この今の状態で立証していないということなので、そこの部分については控訴すべきだと思いますけど。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 顧問弁護士は弁護士である以上、当然判例はちゃんと調べて、確認して、訴訟を行ってこられたであろうと、そうでなければ弁護士の仕事をしないということになるので、当然調べてやっていらっしゃると思います。その上で、それとは別にこの町の立証不足について全くしなかったということなので、こちら側からその立証しなかったことを控訴するというのは、ちょっとおかしい、笑われるんじゃないかなと私は思います。

○佐々木議長 吉田議員。

○吉田議員 非常に、私たちは法律家ではないんで、これ例えばこの判決をもって相談する、例えば、愛媛県なら愛媛県の町村議会の顧問弁護士っていうのはいないんですか。相談する場所はないんですか。

○佐々木議長 本多事務局長。

○本多事務局長 議会運営について相談する機関としましては、確かに県の議長会とかあるんですけども、こういった裁判事例になったものについては、やはりそれは各自治体の判断にお任せしますという答えになると思います。

以上です。

○佐々木議長 山下議員。

○山下議員 ちょっと確認なんですけど、これ理事者のほうから議会の意見を聞いてくれということで、控訴する人、しない人の意見がありますよというのか、議会ではっきり結論を出すのか、これ理事者の意見はどちらなんですか。

多分、理事者も決定をするときに議会のその意見を聞きたいということなんで、例えば理事者が提案を控訴しないということ考えていても、議会が控訴するって言ったらするのか。そういうところもちょっと聞きたいところがあるんで、理事者の考えはどうなのか。

○佐々木議長 本多事務局長。

○本多事務局長 実際、裁判についてはあくまでも被告は愛南町です。ですけども、今回の事例につきましては、内容につきましては、全て議会の行政処分ということになりますので、控訴しないかするかという部分については、最大限配慮していただけるということだと思います。

以上です。

○山下議員 ということはもう議会で決めてくれっていうこと、これ。局長。

○佐々木議長 本多事務局長。

○本多事務局長 私も理事者ではないんで、その断言はできませんけども、議会の意思を尊重していただけるというふうに考えております。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 意思を尊重していただけるということで、というのも、やっぱりこれ訴訟費用は、これ控訴して出すとしたら、これ議会の予算になるんですもんね。はい。確認でした。

○佐々木議長 どうしましょう。もうほかに意見のある方。

(発言する者あり)

○佐々木議長 それしか方法がないね。

決を採っていいですか。もう今日決めないかんですね。

○本多事務局長 控訴期限20日ですから。

○佐々木議長 20日なんで、期限が、期限が。

(発言する者あり)

○佐々木議長 次まで、ちょっとあれしますか。考えてもろて。もう今日決める。

(発言する者あり)

○佐々木議長 どうしましょう。13日の朝までか、今日決めるか。

今日決めますか。そしたら決を採りましょうか。

決を採りましょう。

吉田議員。

○吉田議員 決を採るのはいいんですけど、我々これだけの資料では全く何も分からずに、これで決を採られて、白紙でいいんなら白紙に僕しますけど、もうちょっと何ていうんですかね、対処の方法はないんでしょうか。

○佐々木議長 中野議員。

○中野議員 これ弁護士、控訴すべきみたいな意見なんですけど、これ控訴して勝つ可能性があるのかないのかみたいな、全然聞いていないんですか。控訴はええけど、もっと控訴して、もっと決定的にみたいな話も思うんですが、そこら辺りは全然それは。

○佐々木議長 分かりません、それは。

○中野議員 もう全然分からんですか。

○佐々木議長 はい、分かりません。

先ほど吉田議員が言われたように、議員さん、新人の方は全く知らんと思うんですよ。ほいでここでその人らにどっちにしようかっていうて決めてもらうのもなかなか、もう。

○吉村議員 話の途中であれなんやけど、そうは言うたてそうなんやけど、でもそれ言いよったら、私があれした部分らも知らん議員らが採決に入っとんですから、そうでしょう。

○佐々木議長 じゃあ、決を採っていいですか。構いませんか。

(「採りましょう」と言う者あり)

(発言する者あり)

○佐々木議長 吉村議員。

○吉村議員 控訴をするせんは皆さんの意思ですのであれですけども、これ本当に報道で全国放送になりますよ。その辺をあれした上で判断してするしかないんじゃないですか。よく、納得いかん部分も100%、我々もある部分もあるんですけども。

○佐々木議長 吉田議員。

○吉田議員 今、吉村議員の言われたことは、要はこれは控訴したら全国の恥さらしになりますよ

ということですね。了解しました。

○佐々木議長 今日決めますか。よろしいですか。決めましょうね。
そしたら決を採ります。
控訴するのに賛成の方は挙手願います。

(挙手)

○佐々木議長 1、2、3、4、5、6、7。
控訴しないという方は、挙手をお願いします。
(挙手)

○佐々木議長 6人ですね。
そしたら控訴するというので決定をしました。よろしいですかね。
それから、2番目、損害賠償請求事件、これも47号判決内容は議会資料の2のとおりです。
目を通していただいておりますと思うんですが、これも控訴するかどうかを決めていただきたい
と思います。
何か質疑のある方はありませんか、ありませんか。この件に関して。
嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 12ページの下段で、申合せ資料の正式な開示決定通知が原告に到達した令和3年
11月19日まで603日間を要しているってなっていますが、これ処理上、通常あり得な
いことなんやけど、この理由の説明をお願いします。

○佐々木議長 本多事務局長。

○本多事務局長 行政処分ができなかったという期間の関係なんですけども、この関係につきまし
ては、前段として、公文書開示請求の関係で行政裁判を行っておりました。松山地裁、そして
高裁まで行ったわけなんですけども、その期間が含まれているというふうに考えていただきた
いと思います。
以上です。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。
金繁議員。

○金繁議員 私はこれも控訴しなくていいと思います。控訴するとしたら、どの点についてするの
かというのはやっぱり議会としてはっきりしておいたほうがいいと思いますが、私はしなくて
いいと思います。
以上です。

○佐々木議長 ほかに御意見のある方ありませんか。
鷹野議員。

○鷹野副議長 これ、あのどんな内容かちょっと、内容かいつまんでちょっと説明してもらいた
いんやけど。法律、自分全然分からんけん、何が問題になるのかっていう。

○佐々木議長 新聞を読まれていると思うんやけど、新聞で報道されたとおりにやろうと思うん
ですけどね。

(発言する者あり)

○佐々木議長 それを読んでもらったら、大体内容は分かると思います。
(発言する者あり)

○佐々木議長 これもどうしましょう。
吉田議員。

○吉田議員 私もこれ新聞記事を見ていないんですけど、少なくとも新聞記事ぐらいいはちょっと見
させていただきたいんで、これで採決いうたら私は、ごめんなさい、ちょっと何とかできませ
んかね。

○佐々木議長 あの、今からタブレットにちょっと載せますので。

そしたらコピー。タブレットに載せる。
暫時休憩します。

(休憩)

○佐々木議長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは2番の損害賠償請求事件についてを議題とします。

この件について、先ほどタブレットのほうで目を通していただいたと思います。これについて控訴するかどうかを決めてもらいたいと思います。

御意見のある方、挙手をして。

石川議員。

○石川議員 まだ読み込めていない人もおると思うんで、議案で出したほうがいいと思います。

○佐々木議長 最終日に、議案で出しますか。

(発言する者あり)

○佐々木議長 それでは、ほかに御意見ある方ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 それでは、議案で最終日に出すようにするようによろしいでしょうか。

本多事務局長。

○本多事務局長 議案として出すということは、執行部のほうから、今回この件について控訴したいという理由を述べて出していただく必要ありますけども、その判断について議会に預けているので、この場で決定していただくのが最善の方法かというふうに事務局としては考えております。

以上です。

(発言する者あり)

○本多事務局長 事務局として控訴するというので、提案説明をしたいと思います。けど実際は、その判断について議会にお任せしているということですので、この場で判断をしていただくほうがいいと思います。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 確認なんですけど、今ここで控訴するかどうかを話し合って結論を出して、控訴しないということになれば、議案を出す必要はないということですよ。ここで保留してしまうと、本会議で否決になろうと、ということですね。分かりました。

○佐々木議長 どうしますか。

那須議員。

○那須議員 5万円は補正の中に入っておるのかな。

○佐々木議長 本多事務局長。

○本多事務局長 損害賠償金の関係だと思うんですけども、予算上では、特にその補正予算とかは計上しては、もちろんないんですけども、その内容によって予備費で対応するとかいうことになるのかなど。もしくは現状の予算の中で対応するということになるのかなというふうに考えております。

以上です。

○佐々木議長 ほかに御意見のある方ありませんか。

なかなか御意見も出んようなので、ここで決めないかんのやけど、決めてよろしいですかね。いいですか。

それでは控訴したいと思われる方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

○佐々木議長 1、2、3、3人。

それでは、2番についてはどうも控訴しないのほうが多いので、控訴しないということでお

願いをいたします。

続きまして、3番、その他ですが、防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書についてを議題とします。

吉田議員から、意見書について申出がありましたので説明を求めます。

吉田議員。

○吉田議員 タブレットのほう見ていただいていると思いますので、今回の趣旨だけ述べさせていただきます。

国による令和7年度までの期間完了とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」終了がそろそろ近づいておりますので、これについてはさらなる推進を求めて、できれば全員一致で提出をしていきたいというふうに考えております。

皆さんの御審議よろしくお願ひします。

○佐々木議長 説明が終わりました。何か質問ありませんか。

鷹野議員。

○鷹野副議長 これは今からでも非常に必要なことであり、賛成すべきであると思います。

○佐々木議長 ほかに御意見ありませんか。

那須議員。

○那須議員 提出先、国土強靱化担当大臣っていう省はあるの。

(発言する者あり)

○佐々木議長 大臣じゃない。

(発言する者あり)

○佐々木議長 よろしいですかね。

(発言する者あり)

○佐々木議長 よろしいですか。

それではですね、提出者については吉田委員長のほうでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○佐々木議長 そのように決定をいたしました。

賛成者、賛成者を吉田議員、よろしくお願ひします。

○吉田議員 賛成の方、ちょっと挙手をいただければもう全員の名前を出しますので。

(「全員出したほうがいい」と言う者あり)

○佐々木議長 全員出しますか。

(「はい」と言う者あり)

○佐々木議長 そしたら賛成者は全員ということで、よろしくお願ひいたします。

○吉田議員 よろしくお願ひします。

○佐々木議長 それでは3番を終わりたいと思います。

その他、何かありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、これで全員協議会を終了したいと思います。長時間ありがとうございました。

議長